

11 変更届出書等の作成

鉛筆やシャープペンシルで記入した変更届出書等や確認資料は不可
変更事項により、確認資料を要する場合があります。

変更等があった場合の届出一覧表（表 11）を御覧ください。

変更届出書

該当するものがあれば「」で囲む

(第一面)

申請時に押印した印鑑と同じ印鑑

下記のとおり、

- (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
 - (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
- 建設業法第15条第2号
- について変更があつたので届出をします。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
埼玉県 知事 殿

該当しないものを消す

届出者 _____ 印

法人は記入

大臣 知事 コード _____

許可番号 項番 3 5 1 1 5 10 15 号 平成 11 年 13 月 15 日

法人番号 3 6 _____ 10 15 号

記 右詰め 空欄は「0」で埋める

最も新しい許可（業種追加許可を除く）の年月日を記入

代表者を、Aから経營業務管理責任者である取締役Bに変更した。前代表者Aは役員を退いた後も株主である。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
代表者の変更	A 代表者としてのA	B (香野 幸子)	平成 年 月 日	(経)
役員等の変更	A 役員としてのA	B (香野 幸子)	平成 年 月 日	(経)
変更前の役員等（顧問・相談役・株主等を含む）全員を記入	C	C		(専)
	D 株主D	D		株主等
	A 株主としてのA	A		株主等

代表取締役が、A B (香野幸子) に交代した
Aは代表取締役から退くとともに取締役も退任した

変更後欄の代表者や役員が経營業務管理責任者や専任技術者である場合には(経)、(専)と記入

株主等（総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る））

変更後欄に記入した取締役（B・C）が株主であっても、備考欄に「株主等」の記入は不要

変更の内容が、次の【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 3 7 _____ 20 _____

商号又は名称 3 8 _____ 20 _____

代表者又は個人の氏名のフリガナ 3 9 コウ ノ サ チ コ _____ 20 _____

代表者又は個人の氏名 4 0 香 野 幸 子 _____ 20 _____

主たる営業所の所在地市区町村 4 1 _____ 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

主たる営業所の所在地 4 2 _____ 20 _____

郵便番号 4 3 _____ 電話番号 10 _____ 20 _____

資本金額又は出資総額 4 4 _____ (千円)

届出事項のうち、変更後の事項で該当するものを記入

連絡先

所属等 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____

ファックス番号 _____

担当者の連絡先を記入

取締役 B（専任技術者）が退任（＝退職）して、B に代えて E（取締役＋専任技術者）を追加した。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の変更	A	A	平成 年 月 日	
変更前の役員等（顧問・相談役・株主等を含む）全員を記入	B	E	変更後欄に記入した取締役（A・E・C）が株主であっても、備考欄に「株主等」の記入は不要	（専） （経） 株主等
	C	C		
	D	D		
				変更後欄の代表者や役員が経営業務管理者や専任技術者である場合には（経）、（専）と記入
				B が配置されていた主たる営業所（本社）を記入
専任技術者の削除	B 専任技術者としての B		平成 年 月 日	→ 本社
専任技術者の追加		E	平成 年 月 日	→ 本社

株主ではない取締役 B（専任技術者）が退任（＝退職）して、主たる営業所に新たに専任技術者 E（従業員）を追加した。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の変更	A	A	平成 年 月 日	
変更前の役員等（顧問・相談役・株主等を含む）全員を記入	B	C	変更後欄に記入した代表取締役 A・取締役 C が株主であっても、備考欄に「株主等」の記入は不要	（経） 株主等
	C	D		
	D			
				変更後欄の代表者や役員が経営業務管理者や専任技術者である場合には（経）、（専）と記入
				B が配置されていた主たる営業所（本社）を記入
専任技術者の削除	B 専任技術者としての B		平成 年 月 日	→ 本社
専任技術者の追加		E	平成 年 月 日	→ 本社

取締役（役員＋株主）B が退任した（株主ではある。）。経営業務管理責任者や専任技術者の変更はない。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の変更	A	A	平成 年 月 日	
変更前の役員等（顧問・相談役・株主等を含む）全員を記入	B 取締役としての B	C	変更後欄に記入した代表取締役 A・取締役 C が株主であっても、備考欄に「株主等」の記入は不要	（経）、（専） 株主等
	C	D		
	D			
	B 株主としての B			
				変更後欄の代表者や役員が経営業務管理責任者や専任技術者である場合に（経）、（専）と記入
				株主等（総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る））

従たる営業所の廃止に伴い、建設業法施行令第3条に規定する使用人 a を削除して、主たる営業所の専任技術者 c に替えて廃止した従たる営業所の専任技術者 b を主たる営業所の専任技術者に変更した。主たる営業所の専任技術者 c は専任技術者から削除した。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
従たる営業所の廃止	営業所		平成 年 月 日	営業所の廃止
令3条使用人の削除	a		平成 年 月 日	営業所の廃止
専任技術者が置かれる営業所のみの変更	c	b	平成 年 月 日	→ 本社
専任技術者の削除	c		平成 年 月 日	→ 本社
				c が配置されていた主たる営業所（本社）を記入

（注）

専任技術者の変更・追加・削除等の別については、専任技術者証明書（新規・変更）の記載要領を御覧ください。

従たる営業所の新設に伴い、aを建設業法施行令第3条に規定する使用人に新任し、主たる営業所の専任技術者bを従たる営業所に変更して、本店に新たに専任技術者cを追加した。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
従たる営業所の新設		営業所	平成 年 月 日	
令3条使用人の新任		a	平成 年 月 日	営業所
専任技術者が置かれる営業所のみの変更	b(本社) 本社に配置されていたb	b 営業所に配置されたb	日	営業所
専任技術者の追加		c	cの配置先を記入 日	→本社

(と)を廃業(一部廃業)したので、(と)の専任技術者a(他の建設工事の専任技術者を兼ねている)の担当する建設工事の種類を変更した。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者の担当業種の変更	a(土)(と)	a(土)	平成 年 月 日	(と)一部廃業

一部廃業により、他の建設工事の専任技術者を兼ねていない者を削除する場合には廃業届と届出書(様式第22号の3)を作成

主たる営業所での(と)の営業を止めた(営業しようとする建設業の変更であって一部廃業ではない)が、従たる営業所では営業する。主たる営業所の(と)の専任技術者a(他の建設工事の専任技術者を兼ねている)の担当する建設工事の種類を変更した。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
主たる営業所の業種廃止	(土)(建)(と)	(土)(建)	平成 年 月 日	(と)業種廃止(本社)
専任技術者の担当業種の変更	a(土)(と)	a(土)	平成 年 月 日	(と)業種廃止(本社)

従たる営業所での(と)の営業を止めた(営業しようとする建設業の変更であって一部廃業ではない)が、主たる営業所では営業する。従たる営業所の(と)の専任技術者a(他の建設工事の専任技術者を兼ねていない)を削除した。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
従たる営業所の業種廃止	(土)(建)(と)	(土)(建)	平成 年 月 日	(と)業種廃止(営業所)
専任技術者の削除	a(と)		平成 年 月 日	(と)業種廃止(営業所)

経営業務管理責任者を、代表取締役Aから取締役Bに交代した。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
経営業務管理責任者の変更	A	B	平成 年 月 日	

経営業務管理者を、取締役Bから新任の取締役Cに交代した。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
経営業務管理責任者の変更	B	C	平成 年 月 日	
役員等の変更	A	A		
	B	B		
		C	平成 年 月 日	(経)

(注)

専任技術者の変更・追加・削除等の別については、専任技術者証明書(新規・変更)の記載要領を御覧ください。

2-4の該当する番号を記入(従たる営業所を初めて設置する場合は「1」とした上で、主たる営業所について、営業しようとする建設業及び変更前について記入)

最も新しい許可(業種追加許可を除く)の年月日を記入

区分 8 1 大臣コード

許可番号 8 2 1 1 国土交通大臣 許可(特)第 5 号 平成 11 年 13 月 15 日

2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更

3. 従たる営業所の新設

4. 従たる営業所の廃止

右詰め 空欄は「0」で埋める

該当しないものを消す

【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業の変更

主たる営業所での一般建設業(と)の営業を止めた(営業しようとする建設業の変更であって一部廃業ではない)が、従たる営業所での(と)の営業は継続する

土建大左と

営業しようとする建設業 8 3 1 1

変更前 1 1

(1 : 一般 2 : 特定)

(従たる営業所)

従たる営業所の所在地の変更

フリガナ クキエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 8 4 久喜営業所

表8 市区町村コード

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 1 1 2 3 2 都道府県名 埼玉県 市区町村名 久喜市

従たる営業所の所在地 8 6 久喜 1 1 1

郵便番号 8 7 3 4 6 - 1 2 3 4 電話番号 0 4 8 - 9 0 1 - 2 3 4 5

営業しようとする建設業 8 8 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1 : 一般 2 : 特定)

変更前

左詰め

(従たる営業所)

従たる営業所の追加

フリガナ カスカベエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 8 4 春日部営業所

表8 市区町村コード

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 1 1 2 1 4 都道府県名 埼玉県 市区町村名 春日部市

従たる営業所の所在地 8 6 大山 1 1 1

郵便番号 8 7 3 4 5 - 1 2 3 4 電話番号 0 4 8 - 8 0 1 - 2 3 4 5

営業しようとする建設業 8 8 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1 : 一般 2 : 特定)

変更前

左詰め

(従たる営業所)

従たる営業所の廃止(一部廃業ではない)

フリガナ ギョウダエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 8 4 行田営業所

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5

従たる営業所の所在地 8 6

郵便番号 8 7

電話番号

営業しようとする建設業 8 8 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1 : 一般 2 : 特定)

変更前

様式第二十二号の二

記載要領

- 1 (1) から (8) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
 - 2 「^{地方整備局長}北海道開発局長」、「^{国土交通大臣}知事」及び「^般特」については、不要のものを消すこと。
 - 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
 - 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
 - 5 35「許可番号」の欄の「^{大臣}知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
 - 6 36「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
 - 7 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
 - 8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
 - 9 届出の内容が、経營業務の管理責任者である役員等の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
 - 10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
 - 11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
 - 12 37「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
 - 13 38「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
(例 □(株)□A建設□
□B建設□(有)□□)
- | 種類 | 略号 |
|--------|-----|
| 株式会社 | (株) |
| 特例有限会社 | (有) |
| 合名会社 | (名) |
| 合資会社 | (資) |
| 合同会社 | (合) |
| 協同組合 | (同) |
| 協業組合 | (業) |
| 企業組合 | (企) |
- 14 39「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
 - 15 40「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
 - 16 41「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
 - 17 42「主たる営業所の所在地」及び86「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば豊が関2-1-13□のように記入すること。
 - 18 43及び87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。
 - 19 44「^{資本金額}又は^{出資総額}」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。
 - 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
 - 21 81「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

様式第二十二号の二

「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合

「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

22 及び 「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

23 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、 「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

専任技術者証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、**建設業法第7条第2号**、**建設業法第15条第2号**に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

・証明者が法人の場合は登録している代表者印
・証明者が個人の場合は実印

上段は一般建設業、下段は特定建設業 該当しないものを消す

平成 年 月 日

地方整備局長 北海道開発局長 埼玉県 知事 殿

申請者届出者 〒 361-0023 行田市長野943 (株)忍建設 代表取締役 成田 誠一

専任技術者の担当業務の変更

区 分 項番 6 1 2 (1.新規許可等 2.専任技術者の担当業務種又は有資格区分の変更 3.専任技術者の追加 4.専任技術者の交替に伴う削除 5.専任技術者が置かれる営業所のみの変更)

大臣コード 不要なものを消す 右詰め 空欄は「0」で埋める

許可番号 6 2 1 1 国主交通大臣 埼玉県 知事 許可(般特) 第 0 9 9 9 9 9 号 許可年月日 平成 年 月 日

記 最も新しい許可(業種追加許可を除く)の年月日を記入

表9 資格コード番号(専任技術者)

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) キムラ ユタカ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 キ ム 木 村 豊 生年月日 H 0 4 年 0 5 月 0 4 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 7

現在担当している建設工事の種類 7

有資格区分 6 5 1 3

変更、追加又は削除の年月日 平成 年 月 日 (資格等の場合) 表4 専任技術者の資格一覧表 (資格・免許及びコード番号)

営業所の名称 (旧所属) 本社

営業所の名称 (新所属) 本社

専任技術者の住所 久喜市 - -

本社内での担当業務の変更

専任技術者証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、**建設業法第7条第2号**、**建設業法第15条第2号**に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

・証明者が法人の場合は登録している代表者印
・証明者が個人の場合は実印

上段は一般建設業、下段は特定建設業 該当しないものを消す

平成 年 月 日

地方整備局長 北海道開発局長 埼玉県 知事 殿

申請者届出者 〒 361-0023 行田市長野943 (株)忍建設 代表取締役 成田 誠一

専任技術者が置かれる営業所のみの変更

区 分 項番 6 1 5 (1.新規許可等 2.専任技術者の担当業務種又は有資格区分の変更 3.専任技術者の追加 4.専任技術者の交替に伴う削除 5.専任技術者が置かれる営業所のみの変更)

大臣コード 不要なものを消す 右詰め 空欄は「0」で埋める

許可番号 6 2 1 1 国主交通大臣 埼玉県 知事 許可(般特) 第 0 9 9 9 9 9 号 許可年月日 平成 年 月 日

記 最も新しい許可(業種追加許可を除く)の年月日を記入

表9 資格コード番号(専任技術者)

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) オオヤマ ヨシオ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 オ オ 大 山 芳 郎 生年月日 S 4 3 年 0 4 月 0 3 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 4

現在担当している建設工事の種類 4

有資格区分 6 5 0 2

変更、追加又は削除の年月日 平成 年 月 日 (実務経験がある場合) 表9 資格コード番号(専任技術者)

営業所の名称 (旧所属) 本社

営業所の名称 (新所属) 営業所

専任技術者の住所 鴻巣市 - -

専任技術者証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

・証明者が法人の場合は登録している代表者印
 ・証明者が個人の場合は実印

平成 年 月 日

地方整備局長
 北海道開発局長
 埼玉県 知事 殿

専任技術者の追加

申請者 干 361-0023 行田市長野943
 届出者 (株)忍建設 代表取締役 成田 誠一

印

区分 項番 3
 大臣 1
 知事 3
 1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更

不要なものを消す

右詰め 空欄は「0」で埋める

許可年月日

許可番号 6 2 1 1 国土交通大臣 許可(一般) 第 0 9 9 9 9 9 号 平成 年 月 日

最も新しい許可(業種追加許可を除く)の年月日を記入

表9 資格コード番号(専任技術者)

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) カワノ タダシ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 6 3 カ 川 野 忠 生年月日 H 0 3 年 0 4 月 0 3 日
 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 力 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
 今後担当する建設工事の種類 6 4 7
 現在担当している建設工事の種類 7
 有資格区分 6 5 1 3
 変更、追加又は削除の年月日 平成 年 月 日
 専任技術者の住所 加須市 - -
 営業所の名称(旧所属) 本社
 営業所の名称(新所属) 本社

(資格等の場合)
 表4 専任技術者の資格一覧表
 (資格・免許及びコード番号)

専任技術者証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

・証明者が法人の場合は登録している代表者印
 ・証明者が個人の場合は実印

平成 年 月 日

地方整備局長
 北海道開発局長
 埼玉県 知事 殿

専任技術者の交替に伴う削除

申請者 干 361-0023 行田市長野943
 届出者 (株)忍建設 代表取締役 成田 誠一

印

区分 項番 3
 大臣 1
 知事 4
 1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更

不要なものを消す

右詰め 空欄は「0」で埋める

許可年月日

許可番号 6 2 1 1 国土交通大臣 許可(一般) 第 0 9 9 9 9 9 号 平成 年 月 日

最も新しい許可(業種追加許可を除く)の年月日を記入

表9 資格コード番号(専任技術者)

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) ナカノ リョウ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 6 3 ナ 中 野 亮 生年月日 H 0 2 年 0 3 月 0 2 日
 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 力 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
 今後担当する建設工事の種類 6 4
 現在担当している建設工事の種類 7
 有資格区分 6 5 1 3
 変更、追加又は削除の年月日 平成 年 月 日
 専任技術者の住所 行田市 - -
 営業所の名称(旧所属) 本社
 営業所の名称(新所属) 本社

(資格等の場合)
 表4 専任技術者の資格一覧表
 (資格・免許及びコード番号)

様式第八号

記載要領

- 1 この証明書は、次の（１）から（５）までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - （１）
 - ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
 - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
 - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
 - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「届出者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「1」を記入すること。
 - （２）許可を受けている建設業について現在証明されている者が専任の技術者となつている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があつた場合
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「2」を記入すること。
 - （３）許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「3」を記入すること。
 - （４）許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者がこの証明書の提出を行う建設業者の専任の技術者でなくなつた場合（その者がこれまで専任の技術者となつていた建設業について、新たに専任の技術者となる者があり、当該新たに専任の技術者となる者を上記（２）又は（３）に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）
この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「4」を記入すること。
なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた場合には、届出書（別記様式第22号の3）を用いて届け出ること。
 - （５）許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者が置かれる営業所のみに変更あつた場合
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「5」を記入すること。
なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記（３）に該当するものとして、変更前の氏名につき上記（４）に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。
- 2 「

{	建設業法第7条第2号
	建設業法第15条第2号

」、「

地方整備局長 北海道開発局長 知事

」、「国土交通大臣知事」及び「般特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「申請者届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者等」という。）の他にこの証明書を作成した者がある場合には、申請者等に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4

--	--	--	--

で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **6** **2**「許可番号」の欄の「大臣知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0** **0** **1** **2** **3** **4**又は**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **6** **3**「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば**ギ**又は**フ**のように1文字として扱うこと。
また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建設**

--

太郎

--	--

のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 **6** **4**「今後担当する建設工事の種類」の欄は、**6** **1**「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

様式第八号

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、**6** **1**「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1（1）①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている専任の技術者についてこれまで専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

- 8 **6** **5**「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、**6** **1**「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。
- 10 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている専任の技術者である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、専任の技術者として所属する営業所の名称を記載すること。

該当する番号を「」で囲む

届 出 書

- 下記のとおり、
- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
 - (2) 経營業務の管理責任者を削除した
 - (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
 - (4)** 専任の技術者を削除した
 - (5) 欠格要件に該当するに至った

- (1) 経營業務管理責任者が欠けた
- (2) 複数いる経營業務管理責任者を減らす
- (3) 専任技術者が欠けた
- (4) 一部廃業により専任技術者を削除（当該専任技術者の担当する建設工事がすべてなくなった場合）する場合（廃業届（一部廃業）も同時に提出）

地方整備局長
北海道開発局長
埼玉県 知事 殿

平成 年 月 日

申請時に押印した印鑑と同じ印鑑

届 出 者 _____ 印

項番 大臣コード
知事

許 可 番 号

5	1	1	1
---	---	---	---

国土交通大臣 許可（）第 _____ 号
埼玉県 知事 一般

許 可 年 月 日

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

右詰め 空欄は「0」で埋める

不要なものを消す

最も新しい許可（業種追加を除く）の年月日を記入

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準（経營業務の管理責任者）を満たさなくなった場合
- (2) 経營業務の管理責任者を削除した場合

氏 名

5	2								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

- (3)** 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準（専任の技術者）を満たさなくなった場合
- (4)** 専任の技術者を削除した場合

氏 名

5	3								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

右詰め 空欄は「0」で埋める

営業所の名称 本社（又は 営業所）

建設工事業の種類 工事業

氏 名

5	3								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

営業所の名称 _____

建設工事業の種類 _____

氏 名

5	3								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

営業所の名称 _____

建設工事業の種類 _____

(5) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

- ・ 欠格要件に該当する者の役名等及び氏名
- ・ 欠格要件該当理由

様式第二十二号の三

記載要領

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(1)」を○で囲むとともに、**5** **2**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
 - (2) 許可を受けている一部の業種を廃業したことにより、当該業種に係る経營業務の管理責任者を削除した場合
この場合、「(2)」を○で囲むとともに、**5** **2**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
 - (3) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(3)」を○で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (4) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合
この場合、「(4)」を○で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (5) 法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
この場合、「(5)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
- 2 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」「国土交通大臣知事」及び「般特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **5** **1**「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0****0****1****2****3****4**又は**0****1**月**0****1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **5** **2**及び**5** **3**「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建設****太郎**のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0****1**月**0****1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

変 更 届 出 書

平成 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

許可を受けているすべての業種（略号）を記入

埼玉県知事許可（般・特- ）第 号

（ ）,（ ） 工事業 平成 年 月 日 許可

最も新しい許可（業種追加を除く）の年月日を記入

建設業者
住 所
商号又は名称
氏名（法人にあっては代表者名

申請時に押印した印鑑と同じ印鑑

印

該当する番号を「 」で囲む

（例）氏の変更

1 使用人数を記載した書面
2 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表の記載事項について
定款

変更があったので、建設業法第11条第3項の規定により届け出ます。

記

事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	理 由
定款第2条（目的）	_____	6. 建築工事の施工・管理	平成 年 月 日	目的の追加

- 注 1 1から3までの事項については、該当するものの番号を で囲むこと。
2 「変更年月日」の欄は、実際に変更があった年月日を記入すること。

変 更 届 出 書

平成 年 月 日

許可年月日 平成 年 月 日

許可番号 国土交通大臣 許可 (般 特 -) 第 号

法人番号

殿

届 出 者 所 在 地
商号又は名称
氏名(法人にあっては代表者名)

印

事業年度(第 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)が終了したので、

別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書 (4) 株主資本等変動計算書及び注記表
- (5) 事業報告書 (6) 附属明細表 (7) 法人税納付済額証明書 (8) 所得税納付済額証明書
- (9) 事業税納付済額証明書 (10) 使用人数 (11) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (12) 定款
- (13) 健康保険等の加入状況

記載要領

(1)から(13)までの事項については、該当するものの番号を でかこむこと。

事業年度終了報告書

平成 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

般・特別を記入

埼玉県知事許可 (般・特 -) 第 号

(土) ・ (建) ・ (と) 工事業 平成 年 月 日許可

許可を受けているすべての業種を記入

建設業者

最も新しい許可 (業種追加許可を除く) の年月日を記入

住 所 市 - -

商号又は名称 (株) 建設

氏名 (法人にあっては代表者名)

代表取締役

申請時に押印した印鑑と
同じ印鑑

決算期を記入

平成 年 4 月 1 日から平成 年 3 月 3 1 日までの事業年度が終了したので、下記の書類を添えて建設業法第 1 1 条第 2 項の規定により提出します。

記

- | | | |
|-----------------------|---|---------------------------------------|
| | 1 工事経歴書 (様式第 2 号) | 1, 2 の作成にあたっては、p149 ~ p151 の記入例を参照 |
| | 2 工事施工金額を記載した書面 (様式第 3 号) | |
| | 3 貸借対照表及び損益計算書 | 3 ~ 4, 6 の作成にあたっては、p91 ~ p128 の記入例を参照 |
| | 財務諸表 (法人: 様式第 15 ~ 16 号)
(個人: 様式第 18 ~ 19 号) | |
| 1 ~ 7 の
順番に
綴じる | 4 株主資本等変動計算書及び注記表 | 5 の作成にあたっては、p153 の記入例を参照 |
| | 財務諸表 (様式第 17 号、第 17 号の 2) | |
| | 5 事業報告書 | |
| | 6 附属明細表 (様式第 17 号の 3) | |
| | 注: 資本金 1 億円超、又は貸借対照表の負債合計が 200 億以上の株式会社 | |
| | 7 事業税納付済額証明書 (県税事務所発行のもの) | |

1 ~ 7 までの事項については、該当するものの番号を で囲むこと

個人は、項番 1、2、3、7 です。

法人は、項番 1、2、3、4、5 (株式会社のみ)、6 (該当法人のみ)、7 です。

工事経歴書（経営事項審査を申請しない場合）

- 1 許可を受けた建設業の建設工事の種類ごとに作成してください。
- 2 申請をする日の属する事業年度の前事業年度（決算を終了したもの）に完成した主な建設工事について、請負代金の大きい順に記入し、それに続けて主な未成工事について請負代金の大きい順に記入してください。建設工事の種類ごとに1,2枚。建設工事の実績がない場合は建設工事の種類を記入し、空欄に「該当なし」と記入した上で必ず添付してください。

記載例（経営事項審査を申請しない場合）

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

（用紙A4）

個人の氏名が特定されないよう記入に注意
 工事名は場所、内容を具体的に記入

該当するものを「」で囲む

・土一式については「P.C」
 ・とび・土工・コンクリート工事については「法面処理」
 ・鋼構造物については「鋼橋上部」
 を「」で囲み、該当する請負代金の額を記入

余白に工事種別ごとにページを記入（ページ数/総ページ）

注 文 者		元請 又は 下請 の別	JV の別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及 び市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額		工 期					
						氏 名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所にレ印を記載)	請負代金の 額	うち P.C 法面処理 鋼橋上部	着工年月	完成又は 完成予定年月				
						主任技術者	監理技術者	請負代金の 額		年	月				
土建(株)	下請			浦和高砂宅地造成工事	埼玉県さいたま市	田中太郎	レ	17,100	千円	千円	平成	年			
埼玉県秩父県土整備事務所	元請			県道××線法面処理工事	埼玉県秩父市	山田次郎	レ	16,500	千円	4,550	千円	平成	年		
A	元請			A 邸外構工事	東京都足立区	田中太郎	レ	7,200	千円	千円	平成	年			
土建(株)	下請			戸田宅地コンクリート工事	埼玉県戸田市	田中太郎	レ	7,000	千円	千円	平成	年			
B	元請			B マンション基礎工事	埼玉県川口市	田中太郎	レ	5,600	千円	千円	平成	年			
土建(株)	下請			C 邸くい打ち工事	埼玉県さいたま市	山野和夫	レ	3,000	千円	千円	平成	年			
D	元請			D 邸フェンス設置工事	埼玉県熊谷市	山野和夫	レ	2,700	千円	千円	平成	年			
				その他	11件			22,100	千円	千円	平成	年			
(主な未成工事)															
土建(株)	下請			E マンション基礎工事	埼玉県さいたま市	中山大輔	レ	8,200	千円	千円	平成	年			
小 計								18	千円	81,200	千円	4,550	千円	うち 元請工事	
合 計								18	千円	81,200	千円	4,550	千円	41,000	千円
													4,550	千円	

「小計」欄はページごとに記入した工事の件数及び完成工事高の額の合計を記入

「合計」欄は最終ページにおいて当該建設工事の種類合計を記入

(注)

- 1 1 件の請負契約を分割して複数の建設工事として計上することはできません（建築一式工事を請け負った場合、これを複数の専門工事に分けて計上することはできません。）
- 2 「配置技術者」欄（氏名、主任技術者・監理技術者の別）には、新規申請以外は必ず記入してください。
- 3 請負金額に変更があった場合には、変更後の金額を記入してください。
- 4 工事が複数年にまたがり、単年度の工事進行基準が適用される工事は、当該年度を（ ）書きで上段に、全体額を下段に記入してください。
- 5 建設業許可業者は、元請・下請にかかわらず、工事現場に必ず主任技術者を配置しなければなりません。また、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が4,000万円以上(建築一式工事の場合は6,000万円以上)になる場合には、監理技術者を配置しなければなりません。

解体工事については、平成28年6月1日時点で「とび・土工事業」の許可業者であった者は、平成28年5月31日までに請け負った解体工事は「とび・土工・コンクリート工事」に計上し、平成28年6月1日以降に請け負った解体工事のうち、「解体工事業」の許可を受けて請け負った解体工事は「解体工事」に計上してください。

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

- (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
 - ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載すること）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

- 4 主な完成工事について、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 下請工事については、「注文者」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 7 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 8 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 9 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 10 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に当該完成工事の額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 11 「請負代金の額」のうち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に関する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

工事経歴書（経営事項審査を申請する場合）

- 1 許可を受けた建設業の建設工事の種類ごとに作成してください。
- 2 申請をする日の属する事業年度の前事業年度(決算が終了したもの)の工事経歴を記入してください。
- 3 消費税課税業者は工事経歴書と財務諸表を消費税抜きで、消費税免税業者は消費税込みで作成してください。

経営事項審査を申請する場合について

- ・ 詳細については「経営事項審査申請の手引」を御覧ください。 経営事項審査担当 埼玉県 で検索
- ・ 経営事項審査担当 048-830-5183

記載例（経営事項審査を申請する場合）

様式第二号（第二条、第十九条の八関係） （用紙 A 4）

注文者		元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工期										
						氏名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所にし印を記載)	請負代金の額の大きい順に記入	うち P.C (法面処理・鋼橋上部)	着工年月	完成又は完成予定年月									
埼玉県秩父土木整備事務所		元請		県道××線法面処理工事	埼玉県秩父市	山田次郎	レ	16,500	千円	4,550	千円	平成	年	月	平成	年	月			
A		元請		A 邸外構工事	東京都足立区	田中太郎	レ	7,200	千円		千円	平成	年	月	平成	年	月			
B		元請		B マンション基礎工事	埼玉県川口市	田中太郎	レ	5,600	千円		千円	平成	年	月	平成	年	月			
土建(株)		下請		浦和高砂宅地造成工事	埼玉県さいたま市	田中太郎	レ	17,100	千円		千円	平成	年	月	平成	年	月			
土建(株)		下請		戸田宅地コンクリート工事	埼玉県戸田市	田中太郎	レ	7,000	千円		千円	平成	年	月	平成	年	月			
土建(株)		下請		C 邸くい打ち工事	埼玉県さいたま市	山野和夫	レ	3,000	千円		千円	平成	年	月	平成	年	月			
D		元請		D 邸フェンス設置工事	埼玉県熊谷市	山野和夫	レ	2,700	千円		千円	平成	年	月	平成	年	月			
				その他	11件			22,100	千円		千円	平成	年	月	平成	年	月			
(主な未成工事)									千円		千円	平成	年	月	平成	年	月			
土建(株)		下請		E マンション基礎工事	埼玉県さいたま市	中山大輔	レ	8,200	千円		千円	平成	年	月	平成	年	月			
小計								18	件	81,200	千円	4,550	千円			うち 元請工事	41,000	千円	4,550	千円
合計								18	件	81,200	千円	4,550	千円			うち 元請工事	41,000	千円	4,550	千円

(注)

- 1 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで請負代金の額の大きい順に記入してください(1, 2)
- 2 「1」に続けて、「1」以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事についてすべての完成工事高の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記入してください(1, 2)
 - 1: 税込 500 万円未満(建築一式については、税込 1,500 万円未満又は延べ面積 150 m²未満の木造住宅)の工事については 10 件まで記入すべし。
 - 2: 請負代金の額の合計額の 1,000 億円超部分は記入不要。
- 3 「2」に続けて、主な未成工事について、請負代金の大きい順に記入してください。

解体工事業の新設に伴う経営事項審査の取扱いについて(平成 28 年 6 月 1 日から)

「とび・土工工事業」又は「解体工事業」に係る申請にあたっては、解体工事業許可の有無にかかわらず、過去に遡って(完成工事高を 3 年平均で申請する場合は 3 年分)改正法施行後の区分による「とび・土工・コンクリート工事」と「解体工事」に切り分けた工事経歴書を提出する必要がありますので御注意ください。

建設業許可業者は、「事業年度終了報告書」に工事経歴書を添付して提出する場合は、経営事項審査において当該工事経歴書を用いることができます。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

記入したすべての事業年度(決算を終了したもの)について、既に許可を受けている建設業の建設工事の種類・その他の建設工事の施工金額の内訳を記入(施工金額がない場合は、数字欄に「0」と記入)

(税込・税抜/単位:千円)

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額						その他の建設工事の施工金額	合計
		土木一式	工事	建築一式	工事	とび・土工・コンクリート	工事		
第 期	元請	公共	35,600		83,500		0		119,100
平成 年 月 日から	元請	民間	0		0		2,600		2,600
平成 年 月 日まで	下請		0		0		41,540		41,540
		計	35,600		83,500		44,140		163,240
第 期	元請	公共	41,000		48,000		0		89,000
平成 年 月 日から	元請	民間	0		26,020		22,000		48,020
平成 年 月 日まで	下請		0		0		31,800	14,600	46,400
		計	41,000		74,020		53,800	14,600	183,420
第 期	元請	公共	58,160		62,710		16,500		137,370
平成 年 月 日から	元請	民間	0		0		24,500		24,500
平成 年 月 日まで	下請		0		0		40,200		40,200
		計	58,160		62,710		81,200	0	202,070
第 期	元請	公共							
平成 年 月 日から	元請	民間							
平成 年 月 日まで	下請								
		計							

各決算期・決算期間を記入

建設工事の種類ごとに作成した工事経歴書の数字と一致する

損益計算書の完成工事高と一致する

切捨ての他、四捨五入及び切上げを認める

用紙が2枚以上になる場合、その他の建設工事の施工金額及び合計は最終ページに記入

直前3年分の工事施工金額なので、決算期を変更している場合は4期分以上となることもある

資本金の額が5億円以上、又は負債の合計額が200億円以上の株式会社

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄には、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上必要になる場合は「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

解体工事については、平成28年6月1日時点で「とび・土工事業」の許可業者であった者は、平成28年5月31日までに請け負った解体工事は「とび・土工・コンクリート工事」に計上し、平成28年6月1日以降に請け負った解体工事のうち、「解体工事業」の許可を受けて請け負った解体工事は「解体工事」に計上してください。解体工事業の許可を受けていない期間の解体工事は「その他工事」に計上してください。

株式会社のみ提出してください。

様式は任意です。

営業の概要、会社の概況等を記入してください。

事業報告書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(株) 建設

建設業界における受注環境は一段と厳しさを増しておりますが、当社は全力をあげて受注に努力しました結果、受注高は××千円余と前期に比較して××%増となり、売上高は××千円余と前期比××%増となりました。

利益につきましては、当期利益では××千円余、前期比××%増となりました。

建設業界におきましては、公共工事の発注量の増加は期待できず、民間工事につきましても発注量は伸び悩むものと思われまますので、受注競争はますます厳しくなるものと思われまます。

当社といたしましては、このような情勢に対処して、全社の総力を結集して社業の発展・業績の向上に邁進いたす所存です。

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

平成 年 月 日

印鑑証明書を添付

地方整備局長
北海道開発局長
埼玉県 知事 殿

「2.一部の業種の廃業」の場合は、専任技術者の削除（当該専任技術者の担当する建設工事がすべてなくなった場合）に係る届出書（様式第22号の3）を提出

届出者 _____ 印

届出の区分 項番 3
5 4 3 (1. 全部の業種の廃業
2. 一部の業種の廃業)

該当しないものを消す

右詰め 空欄は「0」で埋める

大臣コード
許可番号 5 5 1 1
国土交通大臣 許可（一般）第 5 10 号
埼玉県 知事
許可年月日 平成 11 年 13 月 15 日

特定建設業「と」のみを廃業（一部廃業）した場合

最も新しい許可（業種追加許可を除く）の年月日を記入

廃止した建設業 5 6 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 刀 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
届出時に許可を受けている建設業 5 7 1 1 2
3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般
2. 特定)

行政側記入欄
整理区分

5 8 3

枠内は記入しない

決裁年月日 平成 3 年 5 月 7 日

【備考】

- | | |
|---------|---|
| 廃業等の年月日 | 平成 年 月 日 |
| 廃業等の理由 | (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
(2) 法人が合併により消滅したため
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
(5) 許可を受けた建設業を廃止したため |

該当する番号を「 」で囲む

様式第二十二号の四

記載要領

- 1 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」及び「**般
特**」については、不要のものを消すこと。
- 2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 4 5 4 「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「2」をカラムに記入すること。
- 5 5 5 「許可番号」の欄の「大臣
知事
コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 5 6 「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 5 7 「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、6と同じ要領で記入すること。
- 8 太線の枠内には記入しないこと。
- 9 【備考】の欄は、（1）から（5）までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲むこと。